

三木市公契約条例 令和3年度 労働報酬下限額一覧表

(単位：円／1時間)

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,200	高級船員	3,010
普通作業員	2,160	普通船員	2,370
軽作業員	1,490	潜水士	3,860
造園工	2,320	潜水連絡員	2,780
法面工	2,670	潜水送気員	2,720
とび工	2,670	山林砂防工	2,550
石工	3,450	軌道工	3,990
ブロック工	2,770	型わく工	2,740
電工	2,270	大工	2,470
鉄筋工	2,470	左官	2,470
鉄骨工	2,370	配管工	2,210
塗装工	2,580	はつり工	2,730
溶接工	2,840	防水工	2,650
運転手(特殊)	2,310	板金工	2,470
運転手(一般)	2,060	タイル工	2,570
潜かん工	3,410	サッシ工	2,690
潜かん世話役	4,030	屋根ふき工	2,580
さく岩工	2,680	内装工	2,810
トンネル特殊工	3,800	ガラス工	2,580
トンネル作業員	2,830	建具工	2,430
トンネル世話役	4,260	ダクト工	2,320
橋りょう特殊工	3,220	保温工	2,590
橋りょう塗装工	3,310	設備機械工	2,590
橋りょう世話役	3,850	交通誘導員A	1,580
土木一般世話役	2,540	交通誘導員B	1,300

(注) この表に掲げる職種に該当する労働者等のうち、見習い、手伝いを行う者については、940円とする。ただし、使用者が当該労働者等の合意を得た場合に限る。